

平成30年度京都府水防計画変更の概要（案）

1 洪水浸水想定区域の指定・公表

想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表した。

(1) 水防法に基づく指定・公表

▶ 洪水予報河川：2河川の見直し

鴨川（京都市、八幡市、久御山町）、高野川（京都市）

▶ 水位周知河川：17河川の見直し

桂川、弓削川、天神川（京都市）、山科川（京都市、宇治市）、小畑川（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町）、小泉川（長岡京市、大山崎町）、大谷川（八幡市、京田辺市）、煤谷川（京田辺市、精華町）、山田川（木津川市、精華町）、井関川、赤田川（木津川市）、高屋川（京丹波町）、犀川（綾部市）、和久川、牧川、土師川、宮川（福知山市）

(2) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく公表

▶ 洪水予報・水位周知河川以外の河川：32河川の公表

西高瀬川、岩倉川、長代川、御室川、宇多川、旧安祥寺川、安祥寺川、四宮川、合場川、西野山川、西野山川支川、藤尾川、芥川（京都市）、犬川（長岡京市）、久保川（大山崎町）、善峰川（京都市、長岡京市）、防賀川（八幡市、京田辺市）、手原川、天津神川、馬坂川（京田辺市）、遠藤川（京田辺市、精華町）、乾谷川、乾谷川放水路（精華町）、渋谷川、鹿川、山松川、石部川、井関川放水路（木津川市）、須知川（京丹波町）、弘法川、鴨谷川、竹田川（福知山市）

2 平成29年水防法等改正による要配慮者利用施設の利用者の避難確保計画作成等

水防法第15条の3及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定により、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成し、その計画を市町村長に報告することが義務付けられた。

参 考

■ 想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図

◇ 水防法に基づく洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域の指定対象河川は、同法第11条第1項の規定に基づく洪水予報河川及び同法第13条第1項の規定に基づく水位周知河川となっており、同法第14条第1項に基づき指定する。

◇ 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図

同条例第8条第1項の規定に基づき災害危険情報である洪水浸水想定区域図を公表する。